

福島県歯科医師会歯科助手認定講習会 注意事項

- 1) 遅刻及び早退をした（する）場合は、各会場責任者へ速やかに連絡し、「遅刻届」又は「早退届」を提出すること。
- 2) 30分以上の遅刻又は早退を2回した場合は、原則的に欠席1日扱いとなるので留意すること。
- 3) やむを得ない理由（病欠・冠婚葬祭等）で欠席する場合は、各会場責任者へ速やかに連絡し、「欠席届」を提出すること（ただし、開講日前の場合には講習所（福島県歯科医師会内）に連絡すること）。
- 4) 欠席が3日相当以上の場合や無断欠席が続く場合は、退所の勧告をする場合があるので留意すること。
- 5) 講習所の退所を希望する場合、速やかに退所届を講習所（福島県歯科医師会内）へ提出すること。
- 6) 勤務する診療所を退職した（する）場合は、速やかに講習所（福島県歯科医師会内）へ申し出ること。勤務する歯科診療所退職後も継続して講習会の受講を希望する場合は、その旨を申し出ること（その後、受講継続に係る審査をします）。

◎連絡先

福島県歯科医師会歯科助手認定講習所（福島県歯科医師会内）

〒960-8105 福島市仲間町 6-6 TEL 024-523-3266

※土日祝休日を除く